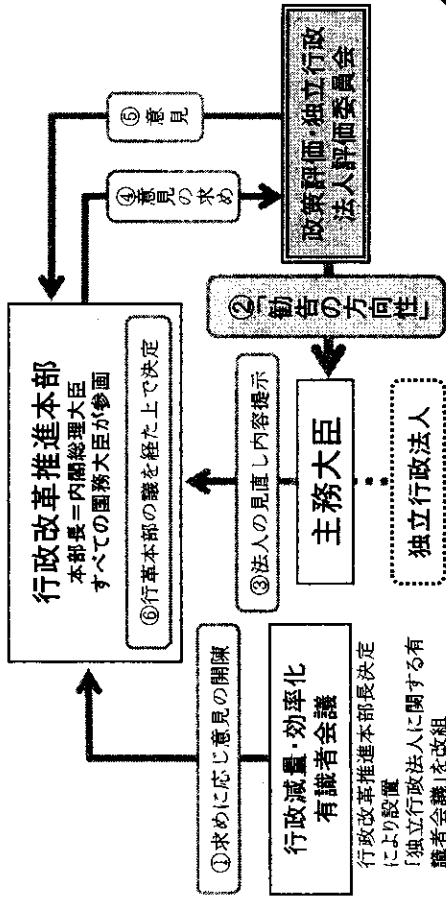


# (参考3) 見直しの仕組み／政策評価・独立行政法人評価委員会

## 見直しの仕組み

主務大臣は、政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」に沿って法人の見直し内容を検討し、政府・行政改革推進本部の議を経た上で見直し内容を決定します。



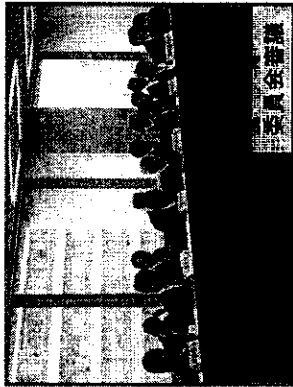
## 政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会（政独委）は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは後者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、政策金融ワーキング・グループと5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

## 政策評価・独立行政法人評価委員会 委員名簿

（平成18年6月現在）

委員名	所属	委員名	所属
片角 幸一郎	伊藤忠商事株式会社	菅田 敏基	中央大学法学部教授
山本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授	菅谷 隆夫	日本公認会計士協会理事
寺尾 美子	東京大学大学院法政学専攻教授	森永 倫子	神奈川大学経済学部教授
新井 保子	評議者	藤 公一郎	早稲田大学政治経済学部教授
		藤原 隆史	白鳥大学法学部助教授
		高倉 浩	国際医療福祉大学国際医療福祉学研究所教授
		福屋 裕昭	大阪市立大学大学院法学研究科教授
		井上 光昭	中央青山監理人マネージャー
		梅屋 良正	日本大学経済学部助教授
		岡本 健晴	三興リサーチ・コンサルティング取締役専任理事
		小嶋 純子	上智大学大学院法学研究科教授
		堀川 順	大塚ASG監理法人 総務代表社員 (CEO)
		河野 正男	中央大学経済学部教授
		河村 小百合	朝日本総合研究所調査部主任研究員
		黒川 行治	慶応義塾大学法学部教授
		黒田 新一	金沢工業大学副学長 総長
		黒田 裕子	東京大学大学院総合文化研究科教授
		島上 清明	(特)東芝常任顧問
		鈴木 量	青山学院大学大学院・会計プロフェッション研究科長 教授
		田崎 智子	朝三陽総合研究所主任研究員
		玉井 寛哉	東京大学先端科学技術研究センター 教授
		松田 美峰	学校法人 聖生塾 法人本部ディレクター
		丸尾 健一	キヤノン顧問
		山本 清	国公立大学協議会 経産省ワーキンググループ 独立行政法人評価分科会
		山谷 清志	同志社大学政策学専攻教授



# (参考4) 関連法令等

## 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)

(中期目標の期間の終了時の検討)  
第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

3 審議会(注：政策評価・独立行政法人評価委員会)は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な業務及び事業の政歴に関して、主務大臣に勧告することができる。

## 行政改革の重要方針

〔平成17年12月24日〕  
閣議決定

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し  
(1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

### イ 特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の見直し

特殊法人等から移行して設立された独立行政法人の中期目標期間の終了時期が平成18年度以降初めて到来することとなる。これらの法人については、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図る。

### ウ 平成18年度における見直し

平成18年度においては、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人(9法人)に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人(31法人)についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得る。

融資業務等を行う独立行政法人については、平成20年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成18年度中に政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得る。

これらの法人の見直しに当たっては、平成18年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめ、また、政策評価・独立行政法人評価委員会としての見直しの方針を取りまとめる。

## 簡素で効率的な政府を実現するための 行政改革の推進に関する法律

(平成18年法律第47号)

(独立行政法人等の融資等業務の見直し)  
第十四条 政府は、平成十八年度において、次に掲げる融資等業務(資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下同じ。)の在り方について見直しを行うものとする。

一 独立行政法人のうち、平成十八年度から平成二十年までの間に初めて中期目標の期間(独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。第五十二条において同じ。)が終了するものが、その目的を達成するために行う融資等業務

(国の歳出の縮減を図る見地からの見直し)

第十五条 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間(独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十六条において準用する場合を含む。))に規定する中期目標の期間をいう。次条において準用する。以下この節に規定する独立行政法人(日本私立学校振興・共済事業団を含む。))が終了する独立行政法人(日本私立学校振興・共済事業団を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項(日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する場合を含む。))の規定による見直しを行うときは、これらの独立行政法人に對する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(融資等業務を行う独立行政法人の組織の見直し)

第十六条 平成十八年度から平成二十年までの間に中期目標の期間が終了する独立行政法人のうち融資等業務を行うものを所管する大臣は、第十四条の規定による融資等業務の見直しの結果に応じ、当該独立行政法人の組織の在り方についても見直しを行うものとする。